

第2号様式(1)-③

(単体発注・事後審査型)

沖縄県農林水産部八重山農林水産振興センター農林水産整備課一般競争入札公告第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、一般競争入札(以下「入札」という。)を次のとおり実施する。

令和8年7月27日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 工事概要

(1)	工 事 名	川原地区農地保全施設整備工事(R8)	
(2)	工 事 場 所	石垣市 川原地区	
(3)	工 種	土木一式工事	
(4)	工 事 内 容	水兼農道工L=117.5m 畑地かんがい工L=295m (別冊図面及び別冊仕様書のとおり。)	
(5)	工 期	契約締結日の翌開庁日から 210日間	
(6)	発 注 形 態	単体発注	
(7)	資 格 審 査 方 法	事後審査型 ※入札参加資格の審査を開札後に行う。	
(8)	そ の 他 適 用 の あ る 法 令 、 制 度 等 (本案件は、右表のうち、 ○印を付した制度等の 適用がある。)	○	リサイクル法 ※本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
		○	最低制限価格制度 ※本入札案件には最低制限価格が設定されているため、その申込みに係る価格が最低制限価格に満たない者は落札者となることができない。 ※令和7年3月31日 最低制限価格制度の改正あり https://www.pref.okinawa.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/010/690/koujisaiteiseigenkakaku_20250331.pdf
			議会議決 ※本工事に係る契約は、地方自治法第96条の規定に基づき沖縄県議会の議決を得る必要があるため、落札決定後は仮契約を締結し、沖縄県議会の議決を経て通知したときに本契約となる。
			準備手続き (予算成立前) ※本手続きは、次年度当初予算成立を前提とした年度開始前からの準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業である。従って、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。また、次年度当初予算成立後においても、国庫支出金に係る交付申請等の手続きの関係上、入札を延期する場合がある。
			準備手続き (交付決定前) ※本手続きは、国庫支出金に係る予算使用を前提とした事前準備手続きであり、交付決定後に効力を生じる事業である。従って、交付申請等の手続きの関係上、入札を延期する場合がある。
			準備手続き (繰越承認前) ※本手続きは、県議会における繰越承認を前提とした事前準備手続きであり、議会承認後に効力を生じる事業である。従って、県議会において本工事に係る予算の繰越承認が否決された場合は、入札を延期又は中止する。また、予算の繰越承認後においても、国庫支出金に係る繰越(翌償)手続きの関係上、入札を延期する場合がある。
			債務負担行為工事 ※本工事は、債務負担行為に係る契約の特則の適用を受ける工事である。
		○	週休2日試行工事 ※本工事は、週休2日の取組を推進するための試行工事である。 詳細は、特記仕様書参照のこと。
(9)	適 用 す る 労 務 単 価	○	令和8年3月労務単価 ※本工事の予定価格は、左記に示す公共工事設計労務単価を適用して積算しており、入札参加者は同単価を適用して見積りを行い入札すること。
(10)	本工事に係る設計業務等の受託者	(株)大知企画コンサルタント	

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

(1)	業 種	土木工事業	(1)の業種において(2)の等級を有することについて、(3)に表示する年度に 沖縄県の建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程第5条 による建設工事入札参加資格者名簿への登録があること。また、建設業法 に定める(4)の許可を受けた者であること。 なお、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立 てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生 手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札 参加資格の再認定を受けていること。	
(2)	等 級	A等級		
(3)	建 設 工 事 入 札 参 加 資 格 者 名 簿 登 録 年 度	令和7・8年度		
(4)	許 可 区 分	建設業又は、特定建設業		
(5)	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。			
(6)	建設業法(昭和24年号外法律第100号)第27条の23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効 期限内にあること。			
(7)	入札日から落札決定日までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。			
(8)	原則として、上記1～(10)に表示する設計業務等の受託者(受託者が設計共同体の場合においては、当該設計共同体の各構成員を いう。以下同じ。)又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。 なお、「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のアからウに該当する者である。 ア 資本関係 設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。 (ア) 子会社等と親会社等の関係にある場合 (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合 イ 人的関係 設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(ア)については、更正会社又は 会社等の一方が再生手続が存続中の会社等である場合を除く。 (ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合(共同企業体及び設計共同体を含む。)とその構成員の関係にある場合、 その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。			
(9)	入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、沖縄県農林水産部競争入札契約心得 第3条第2項の規定に抵触するものではない。 ア 資本関係 次のいずれかに該当する二者の場合。 (ア) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条 第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合 (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合 イ 人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条 第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合を除く。 (ア) 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資 会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれからに準ずる者をいう。以下同じ。)が、 他方の会社等の役員を兼ねている場合 (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は 人的関係があると認められる場合。			
(10)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県農林水産部発注工事等からの 排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。			
(11)	施 工 実 績	対 象 期 間	自 平成28年4月1日 至 令和8年8月18日	左記の期間内に下記の対象工事を元請けとして施工し、完成・引渡ししが 完了した施工実績を有すること。
		対 象 工 事	土木一式工事	
		備 考	当該実績が沖縄県農林水産部の発注した工事に係る実績である場合は、沖縄県農林水産部工事成績 評定要領に基づき評定した工事成績評定点が65点以上あること。 なお、共同企業体の取扱いは、以下のとおりとする。 ア 特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。)又は経常建設共同企業体(以下「経常JV」 という。)の構成員としての施工実績は、出資比率20%以上のものに限り対象とする。 イ 経常JVとして参加する場合は、経常JVでの施工実績を対象とする。経常JVでの施工実績が 無い場合は、代表者の施工実績を対象とする。	

(12)	配置 予定 技術 者	資 格 区 分	1級土木施工管理技士 又はこれと同等以上の 資格を有する者			左記の要件を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任(専任を要しない期間を除く。)で配置できること。なお、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時点に当該工事に専任で配置できること。
		備 考	ア 「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の(ア)から(ウ)のいずれかを満たす者をいう。 (ア) 1級又は2級建設機械施工技士、1級又は2級建築施工管理技士の資格を有する者 (イ) 技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))の資格を有する者 (ウ) これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者 イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 ウ 配置予定技術者にあつては、入札日前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 エ 配置予定技術者の専任を要しない期間については、設計図書等で確認すること。			
(13)	そ の 他 の 条 件	右表のうち、○印を付した条件を満たすことを要する。	○	地域要件	(ア) 八重山農林水産振興センタ管内 (イ) 主たる営業所	左記の(ア)に示す地域内に、建設業の許可を受けた(イ)に示す事業所が存在すること。
				経営事項審査 評定値	(ア) (イ)	入札日前現在で左記の(ア)に示す工種の経営事項審査における直近の総合評定値が、(イ)に示す点数以上にあること。
			赤土等流出 防止対策 施工実績	対 象 期 間	自 至	左記の期間内に元請けとして施工し、 完成・引渡し完了した赤土等流出 防止対策の施工実績を有すること。
				備 考		
(14)	取 扱 案 件	なし				

3 入札手続等

(1) 入札手続	電子入札	本工事は、入札手続(入札書提出から落札者決定まで)を電子入札システムで行う電子入札対象工事である。ただし、代表者の変更等で電子入札によりがたい場合は、紙入札へ移行することができる。 ※電子入札に関する事項については、「8 電子入札に関する事項」を参照すること。		
	紙入札	紙入札への移行を希望する場合は、速やかに7-(1)の問い合わせ先に事前連絡をした上で「沖縄県電子入札運用基準」に基づく所要の手続を、電子入札システムの入札締切日時までに経ること。 ・電子入札システム利用者が紙入札へ移行する場合「紙入札方式移行申請書」(様式第4号) ・紙入札により電子入札案件へ参加する場合「紙入札方式参加申請書」(様式第3号) 【沖縄県電子入札ポータルサイト】 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/ebidportal/download/index.html		
(2) 設計図書の配布	期 間	自 令和8年7月27日 ～ 至 令和8年8月19日		
	配布方法	沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報システムからダウンロード https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPublish/EjPPIj?KikanNO=4700000		
	問い合わせ先	沖縄県 農林水産部 八重山農林水産振興センター 農林水産整備課	電話番号	0980-82-2342
(3) 入札期日等	電子入札システムによる場合	入 札 開 始	令和8年8月19日(水) 9:00	
		入 札 締 切	令和8年8月19日(水) 15:00	
	持参による場合(紙入札)	持 参 日 時	令和8年8月20日(木) 9:50	
		持 参 場 所	沖縄県 農林水産部 八重山農林水産振興センター 農林水産整備課 管理指導班	
	入札の方法	(1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。 (2) 電子入札を行う際は、代表者名義又は委任された受任者名義のICカードで必ず行うこと。		
		紙入札時の注意事項	(1) 工事費内訳書は上記の「電子入札システムによる場合」の入札締切日時までに、 沖縄県 農林水産部 八重山農林水産振興センター 農林水産整備課へ提出すること。 提出がない場合、入札が無効になることがある。 (2) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。 (3) 入札書、委任状には、この公告の記載に従い、工事名及び工事場所を記入すること。 (4) 入札書のくじ番号(任意の数字3桁)を必ず記入すること。 (5) 代理人が入札を行う場合、委任状を持参すること。委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。	

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金	納付の要否	○	免除(沖縄県財務規則第100条第2項第4号) ※ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として、入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5を県に納付しなければならない。
			以下により納付の必要あり。(沖縄県財務規則第100条) 入札保証金の金額等は、見積る契約金額の100分の5以上(契約保証の予約にあっては100分の10以上)とする。 ただし、次のア、イに掲げる担保の提出があった場合は、入札保証金の納付に代わる担保が提供されたものとし、ウ、エの提出があった場合は、入札保証金の納付を免除する。 ア 有価証券等 イ 金融機関の入札保証 ウ 保険会社との間で締結した入札保証保険契約の保険証券 エ 金融機関又は保証事業会社との間で締結した契約保証の予約に係る証書 ※1 入札保証金の金額等とは、有価証券等の総額、金融機関の入札保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。 ※2 見積る契約金額とは、入札参加者が消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。 ※3 保証事業会社とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。 なお、次の者は入札に関する条件に違反したものと、その入札を無効とする。 (1) 期限までに入札保証金の納付、若しくは納付に代わる上記ア～エのいずれかに係る書類の提出のない者 (2) 入札保証金の金額等並びに契約保証予約に係る額が上記の条件に満たない場合 (3) 入札保証金等の納付等に係る書類に不備があった場合 また、一度提出された入札保証金の納付等の変更はできないものとする。
	有価証券等		受入日時・受入方法等の調整があるので、事前に上記担当者まで電話連絡すること。
(2) 契約保証金			契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び建設工事請負契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

5 その他の事項

(1) 配置予定技術者の確認	落札者決定後、CORINS等により配置予定監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。 なお、病気・死亡・退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合を除き、申請書等の差し替えは認めない。また、やむを得ない理由により配置予定技術者を変更する場合は、2に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。		
(2) 入札の無効	本公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。 また、申請書等に虚偽の記載があった場合、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を行うことがある。		
(3) 支払条件	前 金 払	契約金額の40%以内	
	中 間 前 金 払	「平成14年12月24日土企第1862号通知」に基づく	
	部 分 払	「昭和47年7月11日土総第393号通知」に基づく回数	
(4) 火災保険の要否	要 ・ (否)		
(5) 契約締結の時期等	(1) 本工事に係る契約は、落札者の決定後7日以内に締結する。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。 (2) 議会議決を要する契約の場合、落札者は、落札決定後7日以内に記名押印した仮契約書の案を提出すること。 (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。		
(6) 請負代金の変更等	本工事の契約締結後、本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額又は関連工事の設計額に乗じた額で行う。		
(7) 入札参加者等の遵守事項	入札参加者は、「沖縄県農林水産部競争入札契約心得」、「建設工事請負契約約款」及び「仕様書」を熟読し、これを遵守すること。 【沖縄県農林水産部契約関係例規集】 http://www.pref.okinawa.jp/site/norin/norinkikaku/koji/reikisyu.html		

6 本公告に関する質問及び回答

(1) 入札・契約手続 に関する事	問 い 合 せ 先	沖縄県石垣市真栄里438番地1 沖縄県八重山合同庁舎4階 沖縄県 農林水産部 八重山農林水産振興センター 農林水産整備課 管理指導班 電話：0980-82-2342
(2) 上記(1)以外に 関すること	質 問 書 提 出 先	沖縄県石垣市真栄里438番地1 沖縄県八重山合同庁舎4階 沖縄県 農林水産部 八重山農林水産振興センター 農林水産整備課 農地農村整備班 FAX：0980-83-3542
	問 い 合 せ 先	沖縄県石垣市真栄里438番地1 沖縄県八重山合同庁舎4階 沖縄県 農林水産部 八重山農林水産振興センター 農林水産整備課 農地農村整備班 電話：0980-82-2342
	提 出 期 間	令和8年7月27日（月）から 令和8年8月10日（月） ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
	提 出 方 法	持参又はFAX ※FAXで提出する場合は、必ず電話にて到達確認を行うこと。
	回 答 方 法	質問に対する回答書は以下の期間、上記の提出場所及び入札情報システムに掲載する。 【入札情報システム】 https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanNO=4700000 期 間 回答日から 令和8年8月19日（水） まで ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

7 苦情申立て

(1) 入札参加資格が無い と認められた者が その理由に対して 不服がある場合	入札参加資格が無いと認められた者は、入札参加資格が無いと認めた理由について、契約担当者に対し説明を求めることができる。 契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。	
	提 出 期 限	入札参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）とする。
	提 出 先	沖縄県 農林水産部 八重山農林水産振興センター 農林水産整備課 管理指導班
	提 出 方 法	書面（様式自由）を持参すること。郵送又は電送（メールやFAX）は受け付けない。
(2) 再苦情申立て	上記(1)の理由説明に不服がある者は、理由説明に係る書面を通知した日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、書面により契約担当者に対し、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てに係る審議は、沖縄県公共工事入札契約適正化委員会で行う。 ア 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間 受付窓口：沖縄県 農林水産部 八重山農林水産振興センター 農林水産整備課 管理指導班 受付時間：午前9時から午後5時まで イ 再苦情申立てに関する書類等の配布場所 沖縄県 農林水産部 農林水産総務課 工事検査指導班 電話：098-866-2254	

8 電子入札に関する事項

電子入札に関する事項は、「沖縄県電子入札運用基準」によるとともに、以下の事項を参照すること。 【沖縄県農林水産部契約関係例規集】 http://www.pref.okinawa.jp/site/norin/norinkikaku/koji/reikisyu.html		
(1) システム稼働時間	土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く毎日、午前8時から午後8時まで ※稼働時間内でやむを得ずシステムを停止する場合等は、沖縄県電子入札ポータルサイトで通知する。	
(2) 障害発生時及び システム操作 問い合わせ先	システム操作・ 接続確認等	・電子調達コールセンター 電話番号:0570-011311 ・沖縄県電子入札ポータルサイト
	ICカードの 不具合発生時	取得しているICカードの認証機関
(3) 電子入札システム上 の通知等の確認	電子入札システムから発行される、以下の通知書等を必ず確認すること。 この確認を怠った場合には、以後の入札手続きに参加できなくなる等の取扱いを受けることがある。 ・落札保留通知書 ・競争入札参加資格確認結果通知書 ・入札参加資格確認申請書等提出依頼通知書 ・競争入札参加資格要件不適合通知書 ・未審査通知書 ・日時変更通知書 ・入札書受信確認通知(電子入札システムから自動発行) ・入札書受付票 ・入札締切通知書 ・再入札通知書 ・再入札書受信確認通知(電子入札システムから自動発行) ・落札者決定通知書 ・保留通知書 ・取止め通知書 ※ 開札後、「入札状況一覧」摘要欄に「失格」と表記された場合、それ以降の一部通知書については発行されない。	